

京都大学学生総合支援機構障害学生支援部門要項

令和4年6月23日
学生総合支援機構長裁定

(目的)

第1条 この要項は、京都大学学生総合支援機構規程（令和4年達示第18号）第12条の規定に基づき、学生総合支援機構障害学生支援部門（以下「部門」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 部門は、障害学生支援に関する相談業務及び支援業務を大学が提供する教育の一環として行う。

(業務)

第3条 部門は、障害のある学生等に関する次の各号に掲げる専門的業務を行う。

- (1) 修学、進路等に関する個人相談
- (2) 修学上の合理的配慮の提供及び学内行事等における支援のコーディネート
- (3) 障害学生支援に関する資源、ノウハウ、情報等の蓄積
- (4) 学生サポーターの養成及び派遣
- (5) 障害学生支援に関する物品又は関連書籍の貸出
- (6) 学内のアクセシビリティ向上に関する事項
- (7) 障害のある受験希望者からの相談対応及びオープンキャンパスにおける支援
- (8) フリーアクセスマップ、各種啓発媒体等の発行
- (9) 障害学生支援等に関する調査研究
- (10) その他障害のある学生等に係る必要な専門的業務

2 部門は、必要に応じて、学生の所属部局又は学内外の関係機関等との連携により業務を行うことがある。

(利用者)

第4条 部門を利用することができる者（以下「利用者」という。）は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 障害のある本学の学生（非正規学生を含む。）
- (2) 前号に掲げる者に関係する教職員、保護者等関係者
- (3) その他部門長が認めた者

(利用資格と利用条件)

第5条 部門長は、第4条第1号に掲げる者のうち、本学の非正規学生については、その者の履修等の状況等を勘案し、相談・支援を制限する場合がある。

第6条 部門は、本学を卒業又は修了した者のうち10年以内の者が進路上の相談及び就職活動支援等を求めた場合において、当該業務を実施する外部機関を紹介することがある。

(利用の制限)

第7条 部門長は、障害学生支援に関する業務全体を円滑かつ適切に行うため、必要と認めるときは、相談・支援の内容によって、利用者に対して学内外の他の適切な相談・支援機関及び医療機関等を紹介することがある。

2 部門長は、利用者が、障害学生支援に関し専門的援助を求めた場合において、当該専門的援助を部門における責任のもと、提供できないと判断する場合は、その求めに応じないことができる。その場合において、部門は、専門的援助ができない理由を付して当該利用者に通知する。

第8条 部門長は、次の各号の一に該当すると認める場合は、利用者の意志にかかわらず、適正な手続きのもとに部門の利用を制限し、又は禁止することができる。

(1) 他の利用者に対する迷惑行為等部門の業務遂行の妨げになる行為をし、部門の教職員の注意・指導にもかかわらず、是正又は改善されない場合

(2) 相談により自傷他害のおそれが高まると判断した場合

(相談内容の守秘)

第9条 部門の教職員は、相談の秘密を厳守するものとする。ただし、適切な障害学生支援を提供するため、部門の教職員内で情報の共有を行うことがある。

2 前項ただし書に定めるもののほか、利用者の同意を得た場合は、学生総合支援機構内で情報の共有を行うことがある。

第10条 部門の教職員は、利用者が自傷他害、虐待等の危険性が高いと判断する場合は、学生の保護者等関係者、所属部局の関係教職員、医療機関、警察等に、連絡することがある。

第11条 部門は、より適切な障害学生支援の提供・啓発・研究のために、利用者個人が特定されない形で相談内容を他の専門家等と共有することがある。

(相談・支援の記録)

第12条 部門長は、障害学生支援に関する業務を円滑かつ適切に行うため、相談・支援の記録を利用者の連絡先等の個人情報とあわせて厳正に保管及び管理する。

2 相談・支援の記録は、利用者が京都大学を非在籍となった後10年間保管するものとする。

(相談予約)

第13条 相談は随時受け付ける。ただし、ある程度の時間を必要とする相談の場合は原則として予約制とする。

2 予約及び予約の変更は、来室、電話、FAX又は電子メール等にて受けるものとする。

附 則

この要項は、令和4年4月1日から実施する。